

平成30年度第1回権利擁護専門部会

1. 日時 平成30年7月23日（月） 午前10時から

2. 会場 千葉市文化センター9階会議室Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ

3. 出席者

(1) 委員（18名中16名出席）

蒲田委員（部会長） 白井委員（副部会長） 五十嵐委員 池永委員 稲岡委員
稲阪委員 植野委員 酒井委員 坂本委員 佐久間委員 渋谷委員 高木委員
滑川委員 濱本委員 藤尾委員 吉井委員

(2) 県

萩原障害者福祉推進課長 岡田障害福祉事業課長 小菅共生社会推進室長 他

4. 議題

1. 開 会

2. 議 題

- (1) 第六次千葉県障害者計画について
- (2) 第五次千葉県障害者計画の進捗状況について
- (3) 平成30年度重点事業について
- (4) 平成30年度障害者虐待防止・権利擁護研修について
- (5) 成年後見制度について
- (6) その他

3. 閉 会

5. 議事における意見及び質疑応答

議題（1）第六次千葉県障害者計画について

【植野委員】

3つ教えていただきたいことがある。1つは知的障害者数が増えていると資料1-1に記載されているが、これは大人になった後に申請をして手帳をもらった人数が増えているというか。その確認をしたい。

2つ目は公立特別支援学校の生徒の数が増えているとあるが、ろう者の場合は逆に減っていると思う。それぞれの状況について違いがあるかと思うが確認したい。

3つ目は就職件数で、増えていると資料1-1に書かれているが、昨年多くのハローワークを訪れた際に、聞こえない人の相談件数や仕事を探している件数は減っているということを仰っていた。民間サービスのほうにどうも移行しているようである。手話通訳（手話協力員）の窓口時間が少ないから減っているのかもしれないので、その件について教えていただきたい。

【事務局】

まず1点目。療育手帳の取得者数が増えているということについては、資料1-1の概要書の中にも記載されているが、軽度の障害のある人の増加が顕著で、5年間で38.8%増加している。知的障害に対する認知度が特に高くなって、療育手帳の取得者が増加したことが要因と考えられる。

【植野委員】

そういうことではなく、大人になってから改めて申請して、それが原因で増えているかどうか伺いたい。

【事務局】

第六次千葉県障害者計画の冊子の13ページに、年齢階層別の療育手帳所持者の割合というのが記載されている。23年度と28年度を比較して、18歳以上の方が非常に軽度の方が増えている。年齢階層別に見ると、18歳以上の方が占める割合というのが23年度末の69%に対して、28年度末は70.7%と若干増加している。

【植野委員】

知的障害者の方には家族も含めて障害の有無に自覚のないまま大人になって、もしかし

たら小さいときから知的だったのではないかと後になって気付く場合もある。そのような潜在的な知的障害を持っている方の存在も内包されていたのではないかと心配だったので伺った。

【事務局】

公立特別支援学校の入学者、特にろう者の方が減っているということだが、計画の20ページから障害のある子どもへの特別支援について記載されている。21ページに公立特別支援学校の幼児・児童生徒数のグラフがあるが、23年度が163人、24年度が174人、25年度が168人、26年度が174人、27年度が176人、28年度が178人ということで、我々が今持っているデータではろう者の児童生徒数は横ばい、または若干微増となっている。

【植野委員】

補足説明させてほしい。実際に幼児部のある特別支援学校には幼稚部から入っている方もあるかと思う。しかし、ろう学校の場合は幼稚部から小学部に移る時点で、家族の希望などで聞こえる学校のほうにインテグレートしていく子も多く、ろう学校の小学部に進学するのは半分程度になるという。ろう学校の教育や役割の存在意義、聴覚障害児教育のアイデンティティに関わると思うため、それを心配している。

【事務局】

3つ目の質問については、計画の22ページに記載されている。障害のある人の就職数、工賃の推移となっており、求職申込件数と就職件数のグラフがある。就職件数については区分が身体・知的・精神・その他という区分になっており、聴覚ということで身体の区分に含まれるが、23年度は699件、27年度には892件と上昇してきた。28年度の計画を作る基準年度では800件ということで、身体障害のある方でハローワークを通じて就職した件数は28年度は若干減っているという現状である。

【植野委員】

実際にハローワークも聴覚障害者の来訪が減って悩んでいるようである。逆に民間のほうの利用が増えているのではないかとの話があり、少し検証が必要ではないかと思っている。

【池永委員】

8つの主要な施策の主な取組みというところで、1の入所施設等から地域生活への移行について伺いたい。以前からこの地域生活というところで力を入れており、その中でグル

ープホームの機能の拡充というところを最初に掲げられていると思う。私は実際にグループホームを1つ運営しており、精神障害や知的障害を持っている方もいらっしゃるが、特に身体障害をお持ちの方に特化している施設である。計画の冊子に書かれているところではあるが、グループホームを建てようとするとう億近くの資金が必要となる。経済的には推進していくのがなかなか厳しいという状況もあって、経済的バックボーンも中々無いというのが現状である。そのようなバックボーンも現実的に推進していくために必要ではないかと考えている。

また、先ほどの話と関連して、身体障害者に特化したグループホームではあるが、サービス管理者研修は知的を受けなければならないというルールになっている。職員たちも身体を中心とした障害者支援施設でサービス管理責任者の研修を受けさせていただいているが、いざグループホームとなると、改めて知的のサービス管理責任者の資格を取得しなければいけない。知的も身体も併せて勉強しなさいというのなら理解できるが、知的でなければいけないというところに矛盾を感じる。障害者支援施設、特に身体障害の障害者支援施設というのは県内に20施設あるが、本当に地域に移行しようとしてもなかなか難しい。これからの地域推進に関して、そのような施設は最後の砦という位置づけが非常に色濃くなっている。グループホームを持つというのは日々の積み重ねもあり、一番有効ではないかと考えているが、なかなか作りにくいところがある。この推進の一環としてバックボーンも併せ持って構築されるともっと推進されていくのではないかなと思う。

【事務局】

入所施設から地域生活への移行に関連して、グループホームの整備に関しては後で重点事業の中でも説明させていただくが、県としてグループホームの整備を積極的に進めていくという中では主要な施策として補助金が付くようにしている。しかし、実際には補助金も厳しい状況であり、皆さんの希望に全て応えられるものではないが、今後も進めていきたいと思っている。

研修については、今頂いたご意見を持ち帰って検討していきたい。いずれにしても施設から地域への移行においては、入所施設の役割というのは非常に重要だと考えている。入所施設について支援できるような施策を進めていきたいと考えている。

【吉井委員】

資料1-2、全国の資料の中でも自立支援給付を受けて手帳を所持している方の数値があるが、色々な統計の中でも入ってきている。計画書の15ページにも千葉県の自立支援

医療の受給者数が載っているが、可能であれば今後、手帳の所持者数に加えて自立支援医療の受給者数も入れながら、色々なところ検討してもらいたい。資料としても障害者のサービス受給者数や、色々なところで影響する数字だと思っている。千葉県は精神障害者の増加率や受給者数も国と比べても多くなっているという数字も出ている。ぜひ今後の資料を作る際には、盛り込んでいただけると有難い。

【事務局】

精神関係の関係者とも連絡取り、出来るだけ資料の中に入れていければなと思っている。

議題（２）第五次千葉県障害者計画の進捗状況について

【植野委員】

２点ある。情報コミュニケーションに関して、市町村との連携等と書いてあるが、情報コミュニケーションのガイドラインの一つの理念というか、社会モデルの考え方で書かれている。しかし、市町村において手話言語条例を制定、または条例制定準備に動く市町村もあるが、一部には社会モデルと医学モデルの区別が分からないまま、どうも矛盾したままの書きぶりになっている。よく分からない部分があったのかもしれない。市町村の方に集まっていただいて、勉強会や説明会のようなものがあつたほうがいいのではないかと心配している。

２つ目は２－３の資料の数値目標のところ、障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例のところである。障害者差別解消法ができ、市町村の中に差別解消の条例を作っているところもあるかと思う。しかし、千葉県の条例の特徴と言えば広域専門指導員という相談員の機能である。全国であまりない機能だと思う。地域協議会または差別相談の窓口を設けている自治体もあるが、実際はきちんと機能しているのかどうかの悩みの声もたくさん出ているそうである。千葉県のような広域専門指導員という相談員機能があるのは羨ましいという声も他県から出ているようである。千葉県のそのような特徴を大切にし、もっとアピールしていく必要があるのではないかとと思っている。

【事務局】

県が作成した情報コミュニケーションガイドラインや、平成２８年度に作った手話言語

条例、これらは市町村にもそれに従ったコミュニケーションの円滑化、特に言語である手話に対応するようにと願い作成したものである。障害には2つの考え方があり、社会に差別や障壁があるとする社会モデル、もうひとつは障害はそもそも病気であり、病気を治していこうという医学モデルという考え方である。もちろんガイドラインや条例は社会障壁を取り除いていく社会モデルの考え方で進めているところである。しかし、医学モデルの考え方も根強いと考えられるため、我々も市町村に出向き、ガイドラインや県の障害者条例などを中心として講義・研修会等を行っている。その中でも社会モデルについて説明を行い、社会モデルの考え方で進めていくということを伝えていきたいと思っている。

【植野委員】

最近千葉県内の市町村において、手話言語条例を作る取り組みをしているところが増えていると思っている。ところが、実際に話してみると社会モデルと医学モデルの区別が分からないと答える行政の職員がいらっしゃることに少し驚いている。矛盾が起きていると思うため、引き続き研修等をお願いしたい。

【事務局】

2つ目の質問だが、県の条例に基づく広域専門指導員は県内の保健所等に16人設置している。日々、障害者差別に関する相談やその他の悩み事など、沢山の相談を受けている。障害者差別解消法が施行され、市町村でも窓口を作ることになったが、まだまだ県の広域専門指導員が羨ましいという声もある。広域専門指導員と市町村窓口が連携して、問題や相談の解決に向けて手を取り合って進めていきたいと思っている。

【植野委員】

全国で千葉県が羨ましいと言っている。広域専門指導員の差別の悩みへの対応、それをフォローするプロセスが参考になるそうである。その一方で地域協議会等で様々な意見を話し合っていると、違和感もあるという話も他県から聞いている。

【渋沢委員】

地域相談員について質問がある。私は地元で地域相談員をやらせていただいているが、地域相談員に何を期待されているのかよく分からない。地域相談員が関わった割合の目標が38%のところ、実績が6.8%でE評価としているが、そもそもこの条例の仕組みの中で、地域相談員に何を期待されているのかを教えてください。また、それぞれの地域相談員にも何を期待しているのかを伝える必要があると思う。

もうひとつは差別解消法ができたことで、県の条例と市町村が行う差別の対応と2本立

てになったわけだが、この2本がうまく連携できていないと思っている。情報のやり取りが上手くできていなくて、どちらかで受け取ったものを市町村に渡すと、それがフィードバックできていないと聞いている。これから地域協議会が設置されていく中で、変わっていく面があるような気もするが、ご配慮いただく必要もあると思う。

【事務局】

地域相談員に関する件だが、今回は掲げた目標に対して達成が出来なかったということである。もちろん地域相談員の方々にはそれぞれの分野・地域で差別や虐待のご相談に乗っていただき、それを広域専門指導員に伝えていただくことを期待している。しかし、県で広域専門指導員を広報している関係から、ほとんどの相談が広域専門指導員に入っている状況である。広域専門指導員1人では対応できない部分もあるため、地域相談員の方々にその知見や担当エリアにおいて、ご相談をさせていただくことがある。広域専門指導員に繋ぐような案件、広域専門指導員から来たような案件があった際にはご支援・ご助言頂ければ幸いと考えている。また、広域専門指導員も500人以上の地域相談員に伝える必要がある。毎年全てではないが、16の圏域のうち何地域かで広域専門指導員が地域相談員を集めて研修会を開催している。研修会では少しでも地域相談員の役割を改めてリマインドする取り組みをしていきたいと思っている。

また、条例と障害者差別解消法の2本立てになった件では、うまく連携できているときもあれば、市町村か県か判断できずにうまく連携できないときも確かにあろうかと思う。市の窓口に入って、どうしても市の中だけでは解決できないという相談が県の障害者福祉推進課や広域専門指導員にご相談に来るといようなこともある。逆に県に相談が来たけれども、市町村ですでに相談に乗っているという場合は、市町村窓口で県のから状況を確認する場合もある。障害者差別解消法は施行からまだ2年、条例はすでに10年経っている状況である。そういう意味では先輩であるため、市のほうに指導しながら両方うまく連携できるように進めていきたいと思っている。

【滑川委員】

地域相談員についての要望である。虐待や差別の相談に関連して、最初から差別の問題ですと相談が来ることはなかなかないと思う。実際に地域の中では相談支援事業所の方や、市町村には沢山のご相談があると思うが、その中で実際に差別に関わるような相談と思われる、という段階でこの条例を活用してもらえよう市町村に働きかけをしていただきたい。地域相談員にはそれぞれの分野の専門職の方がいらっしゃる。まず地元の身近な方の

相談に地域相談員さんを活用していただけたらと感じている。

また、広域専門指導員から地域相談員に研修会を行っているということであるが、そういう研修会に市町村職員の方も呼び出して、地域相談員と市町村職員の顔の見える環境づくりというのでもこれからも進めていただければと思う。

【藤尾委員】

地域相談員の件に関して、就労分野で「なかぼつ」のスタッフは皆地域相談員に近いのかなと思う。そこから拾って労働局とか県に話が上がると思うが、誰が相談員をやっているかというよりは、どのように関わっている人がこの役割を担うのかという視点で一回整理されたらいいと思う。条例が出来た頃のもので、身近に相談する人がいることが当時の目的だったと思うが、当時とは様変わりしている部分もある。

また、いつもこの会議でお話しさせていただいているのは資料2-3の一番上の障害者条例の認知度について。29年度の実績が23.4%ということである。28年度は実績になっていないと思っているため、27年度の27.7%から23.4%と下がっている。これはもう評価Bと記載されているが、CやEではないかと個人的には思っている。第六次千葉県障害者計画の中で共生社会という考え方をという文言に変わっているが、今までのやり方ではダメだということが検証結果として出ている。周知啓発の仕方がこの方法では無理ということである。今後第六次の計画を進めていく中で、千葉県の中だけで考えても難しいので、忙しい中恐縮ではあるが、他県で周知が進んでいる所をリサーチすることはできないかと思っている。今の独自の方法では23.4%の数字が上がる時は、すごく嫌な言い方をすると数字を拾おうとした時だけであり、実際にはこの数値から上がっていないのではないかという感覚を持っている。一度検討して頂けると有り難いと思う。

【事務局】

障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例を知っている県民の割合に関して、今回29年度の実績は23.4%ということで、全く同じ調査をしたのが27年度の27.7%である。28年度調査というのはインターネット調査というもので集計しており、数値としては高くなっている。その前の25年度が18.3%であり、23年度も18%程度だったかと思う。他県でも条例が、周知啓発について調査をやっていれば、どのような状況なのか調べてみたい。

【植野委員】

地域相談員が相談を受けて、広域専門指導員に繋ぐということは何件あったのか。

また、私が感じたことであるが、広域専門指導員が調整活動などで話し合う際に、地位相談員と一緒に同席してもらおうということがないようである。ぜひこれからは地域相談員も同席してもらえればと思う。地域相談員もそのように声をかけてもらえればモチベーションも上がると思う。

【佐久間委員】

各種研修会等で虐待アドバイザーとして伺わせていただくが、その時に県庁の職員の方が一緒に来ていただいて説明する機会もある。それが地元の方にとっては「県庁の方も来てくださった」と受け止められていると感じている。せっかくのチャンスであるため、色々なパンフレットを県庁の方から説明していただけるとよいと思う。私は他で研修会をするときも県の方をお願いして、たくさんパンフレット等送っていただいたりするように努めている。その際に虐待のパンフレットはあるが、差別のパンフレットは無いという場合もある。手話の条例の案内や情報ガイドライン等も上手にお使いになればいいと思う。

また、残念なことも一つある。出張した先で市の障害福祉課の方が来賓のご挨拶をしたらすぐに帰ってしまう場合もある。せっかく来たので、一緒にみんなで聴くという姿勢はとても大事だと思う。

議題（3）平成30年度重点事業について

【植野委員】

皆さんに理解していただくために少し説明させていただければと思う。手話等の普及のための事業において、専門の通訳というのも新しく加わった。普通の通訳ではなく、高レベルの知識が必要なものや現場で求められるもの、そのような高レベルの通訳を人材育成していくための予算ということで、市町村ではやらない。都道府県が担うべき高度の通訳の育成となる。そのための予算を確保していただきお礼申し上げる。

議題（4）平成30年度障害者虐待防止・権利擁護研修について

【渋沢委員】

差別に関する研修会というのは虐待とは別にどれくらい行われているのか。市町村の職員の方は、差別と虐待を対応する方が同じという場合が多い。問題の入り口としては差別の事案なのか、それとも虐待の事案なのか、しっかりと仕分けできて相談が入ることよりも、むしろそうではないことのほうが多いと思う。そのための研修であるとか、もう少し主体的に差別のことも虐待のことも考えることをしたほうがいいのではないかと思う。

【事務局】

障害者差別に関しては、条例だけでなく差別解消法もある。そのため、市町村から色々研修をやってほしいということで、随時という形ではあるが、市町村に説明を行っている。今後は市町村も障害者差別解消法の主体であることから、市町村も差別については主体的に応じていただきたいということを念頭に置いて研修を行っていききたい。

【植野委員】

1件質問がある。施設等従事者に対応した研修の計画というのがあるが、JRやバス会社等の機関、民間企業、事業所では、手話についてや聴覚障害について、よく分からないとの声が出ている。また、虐待と差別の合理的配慮の線引きもはっきりしていない面もある。都道府県の役割、市町村の役割と分けている部分もあるかと思うが、虐待の説明の中で合理的配慮も合わせて説明をしていただければと思う。一部に「虐待」と「合理的配慮」の関係性について混乱しているところがあるのではないかと心配している。例えば年金事務所についてだが、障害年金を止めると家族が勝手に書いて申請したら、それが通ってしまったという事例もある。理由は、年金支給を止めるというフォーマットが無いからだということで、これは県のほうに相談したケースである。そういったケースで、「虐待」と「合理的配慮」のどちらに該当するのか、判断しかねている機関があるようなので、重ねて幅広いことを研修して頂ければと思う。

【事務局】

様々な事例の中で、これが本当に差別なのか、また差別だとしても本当は虐待ではないのかと、その線引きは中々区別がつきにくいと考えている。さらに差別の中でも合理的配慮というものがある。合理的配慮に関しては国や県が事例集を作っている。皆様にも取り纏めにはご協力いただいたところではあるが、本当の事例に照らし合わせたところでも、これは本当に差別であるのか、合理的配慮されているのかという点では非常に線引きが難しい面はある。それぞれの研修では、そのような点について配慮すべきだということを強

調して説明したいと思う。

【佐久間委員】

研修会においては、法律について私が担当させていただくことが多いので、どんなコンセプトで行っているのか簡単に説明させていただく。虐待防止法の研修であるため、虐待防止が基本だと思っている。虐待についてこういう事例があるということを説明している。虐待がいけないということはもちろんだが、グレーゾーンもダメだ、それ以上により良い支援を目指していくということで、私は、どちらかというと虐待対応スキームは市町村職員に対しては重点的に説明しているが、施設従事者の方については支援論に踏み込み、理念と実践を説明しているつもりである。

議題（5）成年後見制度について

【五十嵐委員】

閣議決定した基本計画を読ませていただいたが、不正を防止するという記載があり、これは素晴らしいと思ったが、その不正によって不利益を被った人の回復についてはどのようになっているかと考えた。私たちの場合詐欺に遭ったとしたら、自分に責任があるなど反省したり、入ってこなかったお金を諦めたりがあるかもしれない。しかし、そもそも詐欺に遭ってしまう可能性や、様々な心配から基本計画が作られているわけである。自分のお金を横領されてしまった人が取り戻しているのかとか、精神的な負担を受けた人の心の回復がどうなっているのかが心配である。これまで様々な事件として、後見人が障害のある人の財産を利用してしまったという事例があったと思うが、その後財産を取り戻しているのか、もし調べたことがあったら教えていただきたい。また、このように対応しますというものができているなら教えてもらいたい。もし、そのようなものが無いのだとしたら、千葉県としてその部分に目を向けていくことができないかなと思う。

また、基本計画の8ページのところの「後見人の選任における配慮」で障害者と後見人との間の信頼関係の構築が極めて重要であると書いてある。最初の後見人を選んだときには信頼関係の構築が配慮されたとしても、不正な人を解任して次の人に後見をお願いする場合に、信頼関係の構築などをする暇もなく誰か選ばれたとしたならば、その時に被後見人は十分な配慮を受けることができないことになってしまう。それは不適當ではないかと

思う。どうして被害を受けた人がそのような目に遭わなくてはいけないのか。そのような状態なら、新たに後見人をお願いする場合には、信頼関係が構築された後に依頼できるという制度がいいと思う。被害を受けた人が自分自身で失ったものを回復するのは難しいため、それを助けていくようなことを千葉県として考えていただけたらと思う。

【事務局】

今後、権利擁護専門部会の中で何回か成年後見制度について、御議論させていただきたいと思っている。不正防止は国の策定した基本計画の15ページにも記載されている。不正防止・効果ということで書いてあるがまだまだ今後の目標として掲げられているようなものも多いようである。実際にどのように救済されたかも含めて、今後関係者等も呼びながら議論の中で方向性を報告出来ればと思う。

【渋沢委員】

成年後見については、使わなくてもいいのに後見人が付いてしまったなという人と地元で出会うことがある。取り消すことが出来ないことが、とても大きな課題だと思っている。裁判所でそこまでチェックしきれていないというのが私の意見だが、千葉県の社会福祉協議会で成年後見制度利用促進マニュアル作成委員会というのを作られるそうで、司法書士会、弁護士会、社会福祉士会からも代表者が参加し、私は中核センターの代表で参加する。地域包括の方、市町村や色々な方が参加することにもなっている。まだ1回目が9月に開催ということではあるが、県としてはどのようなスケジュールで議論を行っていくのか。見通しを教えていただきたい。

【事務局】

今回、課題提起ということで議題にさせていただいた。県のほうでも社協のマニュアル作成の委員会には参加させていただくことになっている。当課の場合、障害のある方の分野に関してご助言を頂くわけではあるが、成年後見制度の大きな分野として、高齢者については高齢者福祉課が、また制度全体を健康福祉指導課が取りまとめている。社協の議論や県の中での議論など、その他にも裁判所のことであろうかと思うため、まだスケジュール感は立たない状況ではある。

【酒井委員】

昨年从这个専門部会に参加させていただいており、障害福祉の現場にいらっしゃる方の御意見として成年後見制度について若干否定的なイメージの方がいらっしゃるのかなど思っている。特に個別の事案に深く関わっている皆さんからすると、成年後見制度の現状

と運営実態に疑問があるところが多々あると思っている。私としては成年後見制度利用促進法の「利用促進」という言葉の選択が良くなかったのではないかと感じている。この言葉のせいで成年後見制度の利用促進だけすればいいというイメージで捉えられてしまうと話が違う方向に行ってしまうのではないかと思う。この4月から利用促進の担当部署が内閣府から厚生労働省に移り、厚労省のほうで専門家会議が開催されて、今後色々なことを進めていく予定。大前提として成年後見制度の利用促進は、単にそれだけを進めていけばいいのではなくて、あくまで権利擁護を実現するための手段として成年後見制度の利用促進があるということが考え方として確認されている事項であるため、それは皆さんにご理解いただいた上でこの会議も進めていけたらと思っている。

千葉県としては今、渋沢委員からお話のありました通り、この9月に千葉県としてのマニュアル作成の会議が開催される予定となっている。全国の市町村を対象として、地域における成年後見制度の利用促進の体制整備のための手引きというものが、日本社会福祉士会がこの3月に公表している。それが原案として検討されているときに、今年の1月に千葉県内でも利用促進セミナーということで、県の主だった行政の方を呼んで多くの方に参加していただいている。地域の行政の方、あるいは社協の方にとってみれば、成年後見制度の利用促進法をどのようなイメージで進めていくのかについては、ある程度共通認識が持たれているのではないかと思っている。

今日いらしている方では木更津市とか浦安市など、かなり進んでらっしゃる市町村、単独で地域連携や中核機関の設置に向かった成年後見の活用を行っているような市町村と、現実的に中々進んでおらずに今後広域で進めていくことを検討しているような市町村、現在は南房総のほうの地域で広域化というのを議論されているようだが、その単独と広域と大きく2つに絞った事例として紹介して、県内市町村の参考になればと県社協さんは考えていると伺っている。そこで、千葉県に活動をお願いしたいことがあるのだが、今申し上げた通り市町村単独で動いていける、ある程度の体制整備が出来ていて中核機関という形づくりをどのタイミングですていくのか、という段階に来ている市町村もある。また、今まだ動いていないとしてもやる気になれば単独でやっていける市町村もあると思う。それとは逆に全然単独では行えないという市町村と、力の差がハッキリしてきていると感じている。成年後見制度の利用促進というのはどんな地域に住んでいても適切な制度の支援が受けられるということを目的にしているが、結果としてそれが元々出来ている市町村は益々恵まれていき、出来ていない市町村はどんどん置いて行かれる。この差が顕著になっ

てきているように感じる。ここを埋めていくのは県の動きでしかないと思っている。体制整備が進まない市町村に県から適切な支援を差しのべていただきたい。その為には今の県内の状況をしっかり把握するのが大切になってくると思う。

他県で参考になる自治体は同じくらいの行政規模ということを見ると、静岡県や埼玉県がすごく参考になる地域だと思う。その2つの県ではそれぞれが県内をいくつかのブロックに分けて、そのブロック毎に体制整備の仕組みを考えています。大きなブロックと市町村の区域分けしている中で色分け図を作って、どの段階まで体制整備が出来ているのか。それが時期を追ってどの程度変わっているのか。その現状把握をしっかりとされて、どこに支援が必要なのかということ、目に見える形で抽出しているそうである。それが出来るのは県しかないと思うので、ぜひともお願いしたい。その参考になるのが3月に出されたアンケートである。今後この専門部会にアンケート結果が出てくるということではあるが、私は県社協の方から一部、今後の見通しとして協議会の体制づくりに関連する部分だけ抽出したところを見せてもらった。しかし、アンケートに回答する際、行政担当者の基本計画に対する認識の差によって、質問の意図が正確に理解されず、現実の状況と回答がずれてしまっているところ多々あると思っている。これを集計して表に出した時に、現実とのずれがかなり出てくるのではないかなと思う。まずは通認識のところをしっかりスクリーニングをして、状況確認をしていくことを県にお願いしたいと思っている。その情報を基にこの専門部会で何か決めていくというよりも、マニュアル作成委員会が最前線となってくるとするため、そこにどンドン情報を流して頂くということを期待している。

【植野委員】

アンケートに関して、障害者団体が2つあるが、他の団体には送られなかったのか。それとも回答がなかっただけなのか教えていただきたい。

もう一つは成年後見人を家庭裁判所で決定する際の相談支援専門員同席について、今後マニュアルや検討の中に入ってくるのかということ教えていただきたい。

【事務局】

アンケートに関しては資料5-4に記載されている団体に照会させていただいた。

2つ目に関しては方向性が手探りの状態ではあるが、市町村でも成年後見制度の利用の体制づくりを進めていくと明記されている。それに対して都道府県は支援していくというように法律に書いてあるため、制度についても検討の余地はあるかもしれないが、特に支援体制について議論できればと考えている。

【植野委員】

資料には手をつなぐ育成会と精神障害者家族連合会の2つがあるが、他の障害者団体には送付されたのか、それとも回答がないだけということなのか。

【事務局】

今回のアンケートは手をつなぐ育成会の関係団体と精神障害者家族連合会の関係団体に照会させていただいた。その他の団体には照会していない。

【植野委員】

今後ぜひ、意思疎通に関連する障害者団体にも送っていただくようお願いしたい。後見人については色々なトラブル起きている。

【部会長】

もう一つ質問である成年後見人の選任の場において、相談員を同席させることが出来るかどうかということはいかがか。

【植野委員】

担当の相談支援専門員が蚊帳の外に置かれてしまって、いきなり後見人決まりましたという話の事例がいくつかあったため伺わせていただいた。

【佐久間委員】

家庭裁判所で調査官面談が入るときがある。申立人、申立人の代理人、後見人等の候補者が参加する。その際に調査官、裁判官の考え方によって相談支援専門員の同席が認められる場合と、認められない場合がある。私が申立て代理人になるときは、相談支援専門員とご本人さん等々入れていただき、全員で話ができるようにさせてもらっている。しかし、その方法を知っている人があまりいない。個別交渉になるため、必要のある時は私のほうから相談支援専門員さんに入らせていただくようにしているが、あまり認められるケースは少ないというのが私の実感である。そのことも含めてどのように裁判所で後見人等の選任手続きがとられているのかを、皆が共通理解をしていかないと論点がずれていってしまうという大きな問題点があると思う。

【植野委員】

一つ参考にお話しさせていただきたい。相談支援専門員が外された理由もよく分からないまま、気が付いた時にはどうにもならなかったという事例が実際にある。そのようなことが過去にあったため、よろしくお願ひしたい。